

届出者（建築主）の情報を記入

（表面）

地域産木材利用及び再生可能エネルギー利用設備設置届

提出日を記入

（宛先）京都市長	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市中京区上本能寺前町488番地	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 建築 審子 電話 000-0000

京都市地球温暖化対策条例第55条第1項の規定により届け出ます。

特	名 称	株式会社〇〇 本社ビル 新築工事	
	所在地	京都市〇〇区〇〇通東入〇〇上ル〇〇町〇-〇	
定	設計者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 温対環三 一級建築士事務所	
		氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 代表取締役 温対 環三 電話 000-0000	
建	用途	共同住宅	
	工事の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築	
築	構造	鉄筋コンクリート	
	階数	地上5階 地下1階	
	敷地面積	1234.56平方メートル	
	高さ	15.5メートル	
	建築面積	456.78平方メートル	
物	床面積の合計	2345.67平方メートル（うち増築部分の面積 平方メートル）	
	工事の着工予定年月日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	
	工事の完了予定年月日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	

チェック☑を忘れずに

注 該当する□には、レ印を記入してください。

- 一般図、設計概要、算出表などの添付資料と相違がないように
- 対象建築物について記載
カーポートなど別棟の附属建物は含めない

(裏面)

利用する地域産木材に関する事項	京都市地球温暖化対策条例第53条の規定により利用しなければならない地域産木材の量	1.11立方メートル
利用する地域産木材の種類及び量	京都市地球温暖化対策条例施行規則第28条第1項第1号に規定するもの	0.45立方メートル ←市内産木材
	京都市地球温暖化対策条例施行規則第28条第1項第2号に規定するもの	1.44立方メートル ←府内産木材
	京都市地球温暖化対策条例施行規則第28条第1項第3号に規定するもの	1.00立方メートル ←その他市長が認めるもの
	合	2.89立方メートル
用途の概要を簡潔に記入	利用する地域産木材の用途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁材 ・ 内装材、建具 ・ 構造材
	当該特定建築物に利用する木材の合計量	2.89立方メートル
設置する再生可能エネルギー利用設備の種類及び利用可能な再生可能エネルギーの量	利用しなければならない再生可能エネルギーの量	78,370.1メガジュール/年
	太陽光発電設備	78,152.9メガジュール/年
	太陽熱利用設備	メガジュール/年
	バイオマス利用設備	メガジュール/年
	風力発電設備	メガジュール/年
	水力発電設備	メガジュール/年
	地熱発電設備	メガジュール/年
	再生可能エネルギーを電力、熱等に変換せずに直接に利用する設備の名称	メガジュール/年
	合	78,152.9メガジュール/年

注 利用する木材の量及び利用することが可能な再生可能エネルギーの量については、その算定根拠を明らかにした計算書を添付してください。

『木材の合計量』が不明な場合は、『合計』の立方メートル数を記入。ただし、CASBEE 京都でLR2/2.5が高評価の場合は、正確に記入してください。

プルダウンで選択
(選択しないと自動計算されない)

※京都市提供の「木材基準量及び利用料計算表(例)」を使用する場合の説明です。同等の内容であれば、独自の資料でも構いません。

●地域産木材の利用基準量の算出表(例)

A	B	C	D	E	F	G	H	I		
1	地域産木材の利用基準量の算出表(例)									
2	階	居室名称	居室面積 A(m ²)	√A	部屋数	小計A' (√A×n)	利用可否	利用可否理由 (×の場合のみ選択)	備考	
3	1	エントランスホール	123.45	11.11	×1=	11.11	○			
4		管理室	19.5	4.42	×1=	4.42	○			
5		集会室	49	7.00	×1=	7.00	○			
6		会議室1、会議室2	98	9.90	×1=	9.90	○		会議室1と会議室2の間は可動間仕切りのため合計のm ² 数	
7		レストラン 厨房	49	-	×1=	-	×	2. 機能上等の制限	別紙1参照	
8		レストラン 客席	98	-	×1=	-	×	1. 内装の制限	令第128条の5第5項	
9										
10										
11	地下1	休憩室	49	1	×1=	-	×	1. 内装の制限	令第128条の5第3項	
12										
13	2~5	タイプA 洋室1	14	3.74	×4=	14.97	○			
14		タイプA 洋室2	10	3.46	×4=	13.86	○			
15		タイプA LD	16	4.00	×4=	16.00	○			
16		タイプA キッチン	6.5	-	×4=	-	×	1. 内装の制限	令第128条の5第6項	
17					×1=	0.00	○			
18	2~5	タイプB 洋室1	15.5	3.94	×4=	15.75	○			
19		タイプB LD	20.5	4.53	×4=	18.11	○			
20		...		0.00	×4=	0.00	○			
21		...		0.00	×4=	0.00	○			
22										
24	利用基準量(ΣA'/100)=						1.11	m ³		

●地域産木材利用量の計算表(例)

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
1	地域産木材利用量の計算書(例)																
2	木材の種類	樹木の種類(*)	利用部位	利用場所	利用量(m ³)	利用量の計算根拠等 (欄内に書ききれない場合は、別途資料を添付)			参照図面	備考							
3	第1号	スギ	外装材	外壁の北面	0.15	5*3*0.01			立面図								
4	第1号	スギ	外装材	外壁の東面	0.15	5*3*0.01			立面図								
5	第1号	スギ	外装材	外壁の西面	0.15	5*3*0.01			立面図								
6	第2号	マツ	内装材	〇〇室の腰壁の東面	0.32	8*10*0.004			展開図								
7	第2号	ヒノキ	内装材	××室1~10の建具	0.12	(10+2.0)*2*0.1*0.02*10			建具表	建具のふち							
8	第2号	スギ	構造材	△△部分の柱	1	別添資料を参照			構造図								
9	第3号	スギ	構造材	△△部分の梁	1	別添資料を参照			構造図								
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24	規則に定める地域産木材の種類																
25	規則第24条の号数	市長が指定する機関	登録又は認証の制度														
26	第1号	京都府産材供給協会	京都府産材表示制度														
27	第2号	京都府地球温暖化防止活動推進セン	京都府産材認証制度														
28	第3号	前各号に掲げるもののほか、地域産木材として市長が認めるもの															
29																	
30	※樹木の種類 ... スギ、ヒノキ、マツなどを記入して下さい。																
31	※利用部位 ... 外装材、内装材、構造材、その他(造作材、建具など)から選択。その他を選択した場合は備考欄に具体的な部位を記入して下さい。																
32																	
33																	
34																	

・ 自動入力される
・ (裏面)に転記

第1号の合計	0.45	m ³
第2号の合計	1.44	m ³
第3号の合計	1.00	m ³
利用量の合計	2.89	m ³

(裏面)

利用する地域産木材に関する事項	京都市地球温暖化対策条例第53条の規定により利用しなければならない地域産木材の量		1.11立方メートル
	利用する地域産木材の種類及び用途	京都市地球温暖化対策条例施行規則第28条第1項第1号に規定するもの	0.45立方メートル 一市内産木材
		京都市地球温暖化対策条例施行規則第28条第1項第2号に規定するもの	1.44立方メートル 一市内産木材
		京都市地球温暖化対策条例施行規則第28条第1項第3号に規定するもの	1.00立方メートル 一その他市長が認めるもの
合計		2.89立方メートル	
利用する地域産木材の用途		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁材 ・ 内装材、建具 ・ 構造材 	
当該特定建築物に利用する木材の合計量		2.89立方メートル	
設置する再生可能エネルギー利用設備に関する事項	利用しなければならない再生可能エネルギーの量		70,370.1メガジュール/年
	設置する再生可能エネルギー利用設備の種類及び利用することが可能な再生可能エネルギーの量	太陽光発電設備	78,152.9メガジュール/年
		太陽熱利用設備	メガジュール/年
		バイオマス利用設備	メガジュール/年
		風力発電設備	メガジュール/年
		水力発電設備	メガジュール/年
		地熱発電設備	メガジュール/年
		再生可能エネルギーを電力、熱等に変換せずに直接に利用する設備の名称	メガジュール/年
合計	78,152.9メガジュール/年		

注 利用する木材の量及び利用することが可能な再生可能エネルギーの量については、その算定根拠を明らかにした計算書を添付してください。

前ページで説明

※京都市提供の「木材基準量及び利用料計算表(例)」を使用する場合の説明です。同等の内容であれば、独自の資料でも構いません。

●再生可能エネルギー利用量の算出表(例)

表紙、一般図、設計概要と相違がないように

黄色部分を記入

自動入力される
(裏面)に転記

太陽光パネル1枚の定格出力
太陽光パネルの枚数
を入力

屋根伏図などに、
太陽光パネルの
傾斜角、方位角を記載し、
ここに転記する

プルダウンで
種類を選択

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
再生可能エネルギー利用量算出基準に基づく算出表(例)															
1.	再生可能エネルギーの義務量		延べ床面積(単位:m ²)		義務量(単位:MJ)										
2.			2345.67		70370.1										
3.															
4.	2. 再生可能エネルギーの利用の量														
5.	(1)太陽光発電設備														
6.	年間発電量等														
7.	一次エネルギー量														
8.	$E_{PY} = P_{AS} \times H_{AY} \times K \div 100 =$														
9.	8007.4722 kWh/年 ⇒ 78152.9 MJ														
10.	(2)太陽熱利用設備														
11.	$E_{th} = A \times H_{AY} \times K \div 100 =$														
12.	0 kWh/年 ⇒ 0 MJ														
13.	(3)バイオマス利用設備														
14.	$E_{th} = P_B \times T_Y \times K \div 100 \times 0.5 =$														
15.	0 kWh/年 ⇒ 0 MJ														
16.	(4)風力発電設備														
17.	$E_{PY} = P_W \times K \div 100 \times 8,760 =$														
18.	0 kWh/年 ⇒ 0 MJ														
19.	(5)水力発電設備														
20.	$E_{PY} = P_W \times K \div 100 \times 8,760 =$														
21.	0 kWh/年 ⇒ 0 MJ														
22.	(6)地熱発電設備														
23.	$E_{PY} = P_W \times K \div 100 \times 8,760 =$														
24.	0 kWh/年 ⇒ 0 MJ														
25.	利用量の合計														
26.	78152.9 MJ														
27.															
28.															
29.	3. 再生可能エネルギー利用設備の種類に応じたエネルギー量の算出														
30.	(1)太陽光発電設備														
31.	設置する太陽電池モジュールの定格出力(単位:W)														
32.	260														
33.	設置する太陽電池モジュールの枚数														
34.	30														
35.	設置する太陽電池モジュールの定格容量(単位:kW)														
36.	7.8														
37.	年間の日射量(単位:kWh/m ² ・年)														
38.	1251.95														
39.	θ 傾斜角(モジュール又は集熱部と水平方向との角度)(単位:°)														
40.	0														
41.	γ 方位角(真南を0°とし、東西方向への回転角)(単位:°)														
42.	12.5														
43.	K 総合設計係数														
44.	太陽電池の種類														
45.	アモルファス系														
46.	G 標準試験強度における日射強度(単位:kWh/m ²)														
47.	年間発電量(単位:kWh/年)														
48.	8007.4722														

●地域産木材の利用基準量の算出表(例)の作り方

A	B	C	D	E	F	G	H	I	
1	地域産木材の利用基準量の算出表(例)								
2	階	居室名称	居室面積 A(m ²)	√A	部屋数	小計A' (√A×n)	利用可否	利用可否理由 (×の場合のみ選択)	備考
3	1	エントランスホール	123.45	11.11	×1=	11.11	○		
4		管理室	19.5	4.42	×1=	4.42	○		
5		集会室	49	7.00	×1=	7.00	○		
6		会議室1、会議室2	98	9.90	×1=	9.90	○		会議室1と会議室2の間は可動間仕切りのため合計の㎡数
7		レストラン 厨房	49	-	×1=	-	×	2. 機能上の制	別紙1参照
8		レストラン 客席	98	-	×1=	-	×	1. 内装の制限	令第128条の5第5項
9									
10									
11	地下1	休憩室	49	-	×1=	-	×	1. 内装の制限	令第128条の5第3項
12									
13	2~5	タイプA 洋室1	14	3.74	×4=	14.97	○		
14		タイプA 洋室2	12	3.46	×4=	13.86	○		
15		タイプA LD	16	4.00	×4=	16.00	○		
16		タイプA キッチン	6.5	-	×4=	-	×	1. 内装の制限	令第128条の5第6項
17				0.00	×1=	0.00	○		
18	2~5	タイプB 洋室1	15.5	3.94	×4=	15.75	○		
19		タイプB LD	20.5	4.53	×4=	18.11	○		
20		...		0.00	×4=	0.00	○		
21		...		0.00	×4=	0.00	○		
22									
23									
24		利用基準量(ΣA'/100)=		1.11		m ³			

利用可否理由が「2. 機能上の制約等」の場合、別紙などで根拠を示すこと

- 平面図に記載の「居室名称」と同じ表現を使用すること
- 木材の利用可否にかかわらず、「居室」であれば、当算出表に必ず記載
- 非居室は記載不要

利用可否理由が「1. 内装の制限」の場合、根拠条文を「令 128 条の 5 第●項」まで必ず記載すること

利用可否が × となる場合

- 令 128 条の 5 第 2, 3, 5, 6 項に該当する場合
- 令 128 条の 5 第 2, 3, 5, 6 項に該当するが、区画・階・全館避難安全検証法により令 128 条の 5 が適用されない場合

利用可否が ○ となる場合

- 排煙告示(平 12 建告 1436)、区画・階・全館避難安全検証法等、別の法令等により内装制限の規制がかかる場合
- キッチンがIH利用などで火気利用のない場合

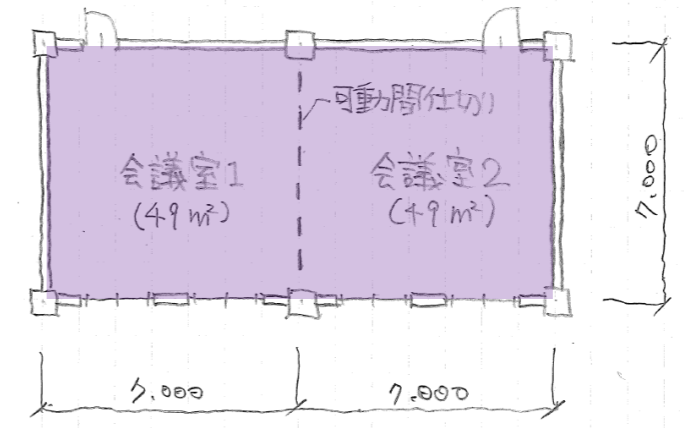
●利用可能居室の考え方

【基本】

- 室毎にカウントする必要がある。

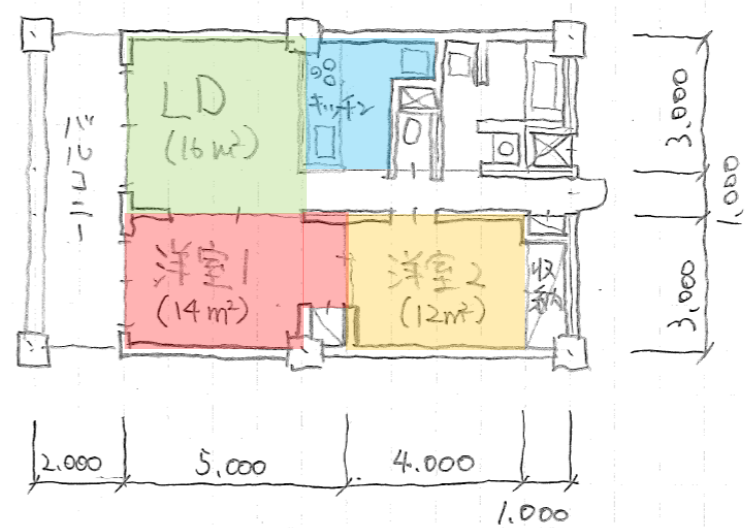
【可動間仕切りのある会議室】

- 下記図のように会議室1と会議室2の間が可動間仕切りの場合、**1室**としてカウントしてOK。ただし、使い方、室の状況により、会議室1と会議室2を、室毎にカウントする場合があります。



【共同住宅の各住戸】

- 下記平面図のような場合、洋室1、洋室2、LD、キッチンは別の室であるため、**室毎**にカウントする必要がある。(下記平面図の場合は、4室)



- 洋室1、洋室2、LDの合計の数字を、居室面積A(m²)に入力するのはNG。

洋室1の√A
洋室2の√A の合計 > 洋室1、洋室2、LDの合計を√A
LDの√A となるため。

例：洋室1のA=14 ⇒ √A≒3.74
洋室2のA=12 ⇒ √A≒3.46
LDのA=16 ⇒ √A≒4

11.2 > 洋室1のA=14
洋室2のA=12
LDのA=16 } 42⇒√42≒6.48